

新年増刊号 令和6年度税制改正

I. 個人所得課税関係

1. 所得税及び住民税の定額減税

【改正内容】

＜令和6年分の所得税3万円及び住民税1万円が減税＞

※合計所得金額が1,805万円以下の者に限る

① 所得税

対象者	減税方法
給与所得者	令和6年6月以降の源泉徴収税額から減税 ⇒引ききれない分は7月以降に順次減税
公的年金等受給者	令和6年6月以降の源泉徴収税額から減税 ⇒引ききれない分は7月以降に順次減税
不動産所得・事業所得者等	確定申告で減税 ⇒予定納税対象者は、第1期分(7月)から減税

② 住民税

対象者	減税方法
特別徴収（給与所得に係る）	令和6年6月分は徴収せず減税後の年税額を 11等分して令和6年7月～令和7年5月で徴収
特別徴収（公的年金等に係る）	令和6年10月分の特別徴収税額から減税 ⇒引ききれない分は12月以降に順次減税
普通徴収（事業所得者等）	第1期分(令和6年6月)から減税 ⇒引ききれない分は第2期分(8月)以降に順次減税

2. 子育て世帯等の住宅ローン控除の拡充

【改正内容】

○子育て世帯等における住宅ローン控除の「借入限度額」の上限が令和6年に限り拡充される。

○子育て世帯等については、新築住宅の床面積要件が40㎡に緩和される。

※合計所得金額（1,000万円以下の者に限る）

- ・『子育て世帯等』とは、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって、年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者を指す。
- ・床面積要件の緩和措置（40㎡）については、令和6年12月31日以前に建築確認を受けた家屋についても適用される。

区分	改正前		改正後	
	【R4・5年入居】	【R6・7年入居】	【子育て世帯等 R6年入居】	【左記以外 R6・7 年入居】
認定住宅（認定長期優良住宅、認定低炭素住宅）	5,000万円	4,500万円	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円	4,000万円	3,000万円
その他の住宅	3,000万円	0円（注1）	0円（注1）	0円（注1）

（注 1）令和 5 年までに新築の建築確認、令和 6 年 6 月以前建築されたものは 2,000 万円

3. 高校生の扶養控除の見直し

【改正内容】

高校生への児童手当の支給に伴い、①控除がない中学生までの取り扱い、②上乗せのある大学生の控除とのバランス等を踏まえ、高校生の扶養控除が**所得税 25 万円、住民税 12 万円**の方向性で検討され、令和 7 年度改正で結論を得ることとされた。※**適用時期は令和 8 年分以後**

【23 歳未満の扶養控除】

年齢	区分
16 歳未満 (中学生以下)	年少扶養親族
16 歳以上 19 歳未満 (高校生相当)	一般の 扶養親族
19 歳以上 23 歳未満 (大学生相当)	特定扶養親族

【所得税】

現行	改正案
(対象外)	
38 万円	25 万円
63 万円 (38 万円 + 25 万円)	

【住民税】

現行	改正案
(対象外)	
33 万円	12 万円
45 万円 (33 万円 + 12 万円)	

留意点

○高校生の間に新たに支給される児童手当と合わせて手取りが**プラス**になるよう設計。

4. 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充（先送り）

【改正内容】

子育て世帯に対する支援として、生命保険料控除の拡充が予定されています。

内容としては、23 歳未満の扶養親族を有する場合に、現行の 4 万円の適用限度額に対し 2 万円の上乗せ措置が講じられます。なお、実際の適用限度額の平均が限度額を大きく下回ることから、全体の限度額は変更されません。

また、一時払生命保険については、既に資産を一定程度保有している者が利用していると考えられ、生命保険料控除の趣旨に合わないことから、同控除の適用対象から除外されます。

【適用時期】

令和 7 年度税制改正で結論を得ることとされました。

	旧契約 (～平成 23 年)	新契約（平成 24 年～）		
		現行	改正案	
			23 歳未満の扶養親族を有する場合	左記以外 (現行と同じ)
一般生命保険料	5 万円	4 万円	6 万円	4 万円
介護医療保険料	—	4 万円	4 万円	
個人年金保険料	5 万円	4 万円	4 万円	
全体の限度額	計 10 万円	計 12 万円	計 12 万円	

5. ひとり親控除の拡充（先送り）

【改正内容】

ひとり親控除について、とりわけ困難な境遇に置かれているひとり親の自立支援を進める観点から、①対象となるひとり親の所得要件が 1,000 万円以下に緩和され、②控除額が所得税 38 万円、住民税 33 万円に引き上げられます。

【適用時期】

令和 7 年度税制改正で結論を得ることとされました。

本人の所得制限		合計所得金額 500 万円以下 ⇒ 1,000 万円以下（改正案）			左記以外
要因		死別	離別	未婚	—
扶養親族	子あり	所得税：35 万円 ⇒ 38 万円 住民税：30 万円 ⇒ 33 万円			（対象外）

II. 法人課税関係

1. 賃上げ促進税制の強化（中小企業向け）

【改正内容】

物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きを助け、効果をさらに深めるために、賃上げ促進税制が強化されます。

中小企業については、欠損法人も多く税制措置が必ずしも効果がない構造となっていることから従来の賃上げ要件と控除率はそのままだに新たに繰越控除制度が適用できる。

さらに雇用環境の改善を目的として教育訓練費の上乗せ要件が緩和されること、働きやすい環境づくりを促進するために、子育てと仕事の両立を支援する企業、女性活躍の推進の取り組みに積極的な企業に対してはさらなる上乗せ措置が講じられる。

【具体的内容】

- ・上乗せ措置を見直すことで最大の税額控除率が 40%⇒45%へ拡大される
- ・当期の税額から控除できなかったが金額は 5 年間の繰越ができる
- ・適用時期を令和 6 年 4 月 1 日～R9 年 3 月 31 日へ 3 年間の延長
- ・厚生労働省が実施している「くるみん認定、えるぼし認定」で 5%の上乗せ措置

【上乗せ要件】

- ・基本部分
 - ① 賃上げ 1.5%以上 控除率 15%
- ・上乗せ部分
 - ① 賃上げ 2.5%以上 控除率 15%上乗せ（基本部分と合わせて 30%）
 - ② 教育訓練費前期比 5%以上増（かつ当期の雇用者全体の給与総額×0.05%以上）
控除 10%上乗せ

2. 交際費課税の特例措置の拡充

【改正内容】

地方活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動の活性化や、飲食料費に係るデフレマインドを取り除く観点から、交際費課税が見直されます。

改正される内容は、下記の 2 点です。

- （1）交際費等の範囲から除外される飲食費の基準が 1 人当たり 1 万円以下に拡充
※現行は 1 人当たり 5 千円以下
- （2）下記の 2 つの特例措置が 3 年延長
 - ① 交際費を年 800 万円まで全額損金算入できる中小企業の特例
 - ② 接待飲食費の 50%を損金算入できる特例

【適用時期】

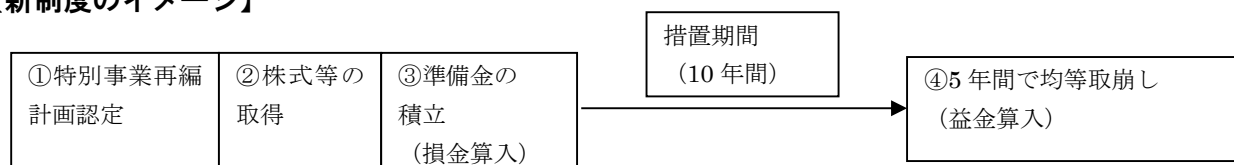
- （1）に関しては、令和 6 年 4 月 1 日以後に支出する飲食費について適用する。
- （2）

3. 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充（中小 M&A 税制）

【改正のポイント】

特別事業再編計画の認定を受ける等の一定の要件を満たした場合、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入（最大 100%）できる措置が追加されます。
 現行制度についても令和 9 年 3 月 31 日までに 3 年間延長されます。

【新制度のイメージ】



	適用時期	計画認定要件	出資額要件	積立て上限	措置期間	取崩し
現行制度	R9.3.31 (3 年延長)	経営力向上計画の認定	10 億円以下	株式取得価額の 70%	5 年間	5 年均等
新制度	形成法の施行日 ~R9.3.31	特定事業再編計画の認定	1 億円以上 100 億円以下	1 社目 90% 2 社目以降 100%	10 年間	

4. 外形標準課税の対象法人拡大

【改正内容】

平成 16 年に資本金 1 億円超の大法人を対象として導入された法人事業税の外形標準課税は、現行の「資本金 1 億円超」の基準を維持しつつ、税収の安定や税負担の公平性を確保する観点から制度の見直しが図られることになりました。

●減資への対応

前事業年度に外形標準課税の対象となっていた法人が、当事業年度に資本金 1 億円以下に減資した場合であっても、資本金と資本剰余金を合計した金額が 10 億円超である場合は、外形標準課税の対象になります。

【実務上の留意点】

- ・本改正前に外形標準課税の対象でない法人は除かれます。ただし、公布日前に「駆け込み」で減資した場合で資本金と資本剰余金の合計が 10 億円超である場合は対象となります。
- ・本改正後に新たに新設される法人は現行基準に基づいて判定されます。

【適用時期】 令和 7 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より適用されます。

●100%子法人等への対応

大規模法人（資本金と資本剰余金の合計が 50 億円超の法人）の 100%子法人等のうち、当該事業年度の末日において、資本金 1 億円以下であり、かつ、資本金と資本剰余金の合計額（公布日以後に 100%子法人等が 100%親法人等に資本剰余金から配当を行った場合は、その配当に相当する金額を加算した金額）が 2 億円超である場合は、外形標準課税の対象になります。

【実務上の留意点】

- ・大規模法人のうち、非課税又は所得割のみで課税される法人を除きます。
- ・100%子法人等とは特定法人との間に特定法人による完全支配関係がある法人をいい、100%グループ内の複数の特定法人に発行済み株式等の全部を保有されている法人を言います。

【適用時期】 令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より適用されます。

5. 高額特定資産を取得した場合の納税義務免税等の見直し

【改正内容】

「高額特定資産（注 1）を購入した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置（注 2）」の対象に、その課税期間において取得した金又は白金の地金等の額の合計額が 200 万円以上である場合を加える。

（注 1）

高額特定資産とは、一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額（税抜き）が 1,000 万円以上の棚卸資産 又は調整対象固定資産をいいます。

調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で、建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で消費税等を除いた税抜価格が 100 万円以上のものをいいます。

（注 2）

改正前の「高額特定資産（注）を購入した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置」は、事業者免税点制度及び簡易課税制度の恣意的な適用を防止する為、高額特定資産（注 1）を仕入れ、仕入税額控除の適用を受けた場合は、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度及び簡易課税制度が適用されない措置です。

【適用時期】

令和 6 年 4 月 1 日以降に国内において事業者が行う金又は白金の地金等の課税仕入れ及び保税地域から引き取られる金又は白金の地金等について適用する。

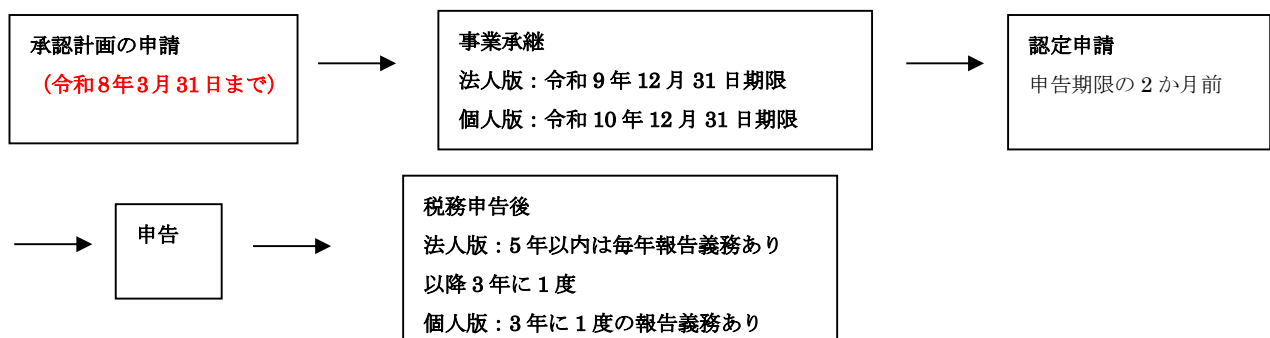
Ⅲ. 資産課税関係

1. 事業承継税制の確認申請期限の延長

【改正内容】

＜特例承認計画の確認申請の提出期限延長＞

区分	延長前	延長後
法人版事業承継税制	令和 6 年 3 月 31 日まで	令和 8 年 3 月 31 日まで
個人版事業承継税制	令和 6 年 3 月 31 日まで	令和 8 年 3 月 31 日まで



【留意点】

承認計画の確認申請期限は延長されるが、適用期限についての延長は延長されない。
（極めて異例の時限措置のため）

2. 住宅取得資金贈与非課税制度の延長

【改正内容】

- ① 直系尊属からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置の適用期限延長
[改正前]

適用期限：令和 5 年 12 月 31 日まで

[改正後]

適用期限：令和 8 年 12 月 31 日まで

非課税限度額についての変更はなし

省エネ住宅等：1,000 万

その他の住宅：500 万

② 省エネ等住宅のうち、省エネルギー基準についての見直し

[改正前]

断熱等性能等級 4 以上または 1 次エネルギー消費量等級 4 以上

[改正後]

断熱等性能等級 5 以上かつ 1 次エネルギー消費量等級 6 以上

3. 居住用の区分所有財産（いわゆるタワマン）の評価方法の見直し

【改正の内容】

R5 年税制改正大綱に盛り込まれた相続税評価方法の見直しについて、具体的な評価方針が国税庁より公表（法令解釈通達として）されました。今回の評価方法を採用する対象となる物件は、市場価格（理論値）と相続税評価額（従来の固定資産税評価額や路線価評価額など）との乖離が 60%を超える物件で一定のものが対象となります。（一方、乖離が 100%を超えるものは市場価格となるように補正されます）

【具体的計算方法】

従来の評価額（改正前評価額）× **区分所有補正率**

【区分所有補正率】

区分	区分所有補正率
評価水準<0.6	評価乖離率×0.6
0.6≤評価水準≤1	補正なし（改正前と同額）
1<評価水準	評価乖離率

※評価水準=1÷**評価乖離率**

【評価乖離率】

（下記）A+B+C+D+3.220

	基準区分	計算式
A	築年数基準	築年数×▲0.033
B	総階数基準	総階数÷33 階×0.239
C	所在階基準	専有部分の所在階数×0.018
D	敷地狭小度基準	敷地利用権面積÷専有床面積×▲1.195

【対象物件】

居住用の区分所有財産（居住の用に供する専有部分に係る区分所有権（家屋部分）及び敷地利用権（土地部分） ※登記簿上、「居宅」の記載があるもの）

したがって、下記に該当する物件の評価は従来の評価方法が適用されます。

- ・ 構造上、居住以外の用途に使用される物件（事務所やテナント）
- ・ 一棟所有の賃貸マンション
- ・ 地階を除く総階数 2 階以下のもの
- ・ 専有部分一室が 3 以下で、その全てを本人又はその親族の居住の用に供しているもの
- ・ たな卸資産に該当するもの（販売用不動産）

【適用時期】

令和 6 年 1 月 1 日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価について適用されます。